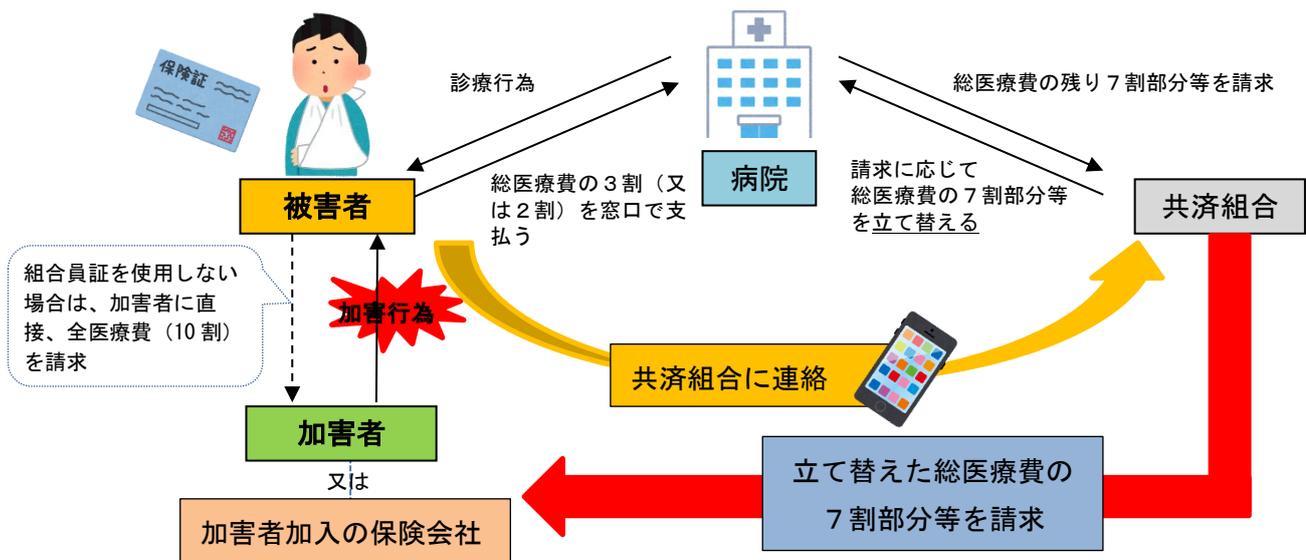


組合員証を使用して受診した場合



育児休業手当金及び介護休業手当金の給付日額上限額が変わりました

短期給付係
(082) 513-4957

雇用保険法に定める賃金日額が変更されたことに伴い、地方公務員等共済組合法第70条の2及び第70条の3に規定する育児休業手当金及び介護休業手当金の給付日額の上限相当額が変更されました。



1 変更内容（給付日額の上限相当額）

(1) 育児休業手当金

	変更前の額	変更後の額
給付率 50%適用の場合	10,520 円	10,697 円
給付率 67%適用の場合 ※育児休業開始から 180 日以内	14,097 円	14,334 円

(2) 介護休業手当金

	変更前の額	変更後の額
給付率 67%適用	15,513 円	15,778 円

2 適用時期

令和6年8月1日以降の期間について支給される育児休業手当金及び介護休業手当金に適用